

高知県国際線利用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県国際線利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県は、高知龍馬空港を発着する国際チャーター便の県民の利用を促進するため、旅行商品の造成・販売等を行う事業者が、国際チャーター便を利用する旅行商品の造成及び催行に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす募集型企画旅行とし、補助事業者、補助対象経費、補助金額及び対象地域は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、1事業所あたりの補助金額は、複数の旅行商品を合算して100万円を上限とする。

- (1) 旅行の出発地及び帰着地が高知県内であること。
- (2) 令和8年4月21日から令和9年2月28日までの間に、高知龍馬空港と別表第1に定める地域にある空港の間を発着する国際チャーター便を往復利用すること。（搭乗日を基準とする。）
- (3) 募集に際して、パンフレットが作成されるか、新聞広告又はホームページに掲載されること。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は補助の対象外とする。
 - ア 大会・学会・会議・セミナー・シンポジウム・スポーツ大会等のコンベンションや合宿等への参加を目的とするもの
 - イ 教育旅行

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業を実施する日の20日前までに、別記第1号様式による補助金交付申請書に知事が定める関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除

税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書が、審査の上、適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、当該決定の内容を別記第2号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- （1） 本県において県税の滞納があること
- （2） 別表第2に掲げるいずれかに該当すること

（補助金の交付の決定の取消し）

第6条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助事業の重要な変更）

第7条 補助事業者は、補助事業について次の各号のいずれかに該当する重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第3号様式による変更申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- （1） 補助事業の中止又は廃止
- （2） 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額

（補助金の交付の決定の変更）

第8条 知事は、前条の規定による変更申請書が、審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定の変更を行い、別記第4号様式による交付決定変更通知書により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、第5条の規定による通知を受理した後、当該通知に係る申請を取り下げようとするときは、10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第10条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記第5号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第7条第1号の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、別記第6号様式による実績報告書に知事が定める関係書類を添えて知事に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月15日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、速やかに別記第7号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前条第1項の実績報告書を受領し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第8号様式による補助金の額の確定通知書により、当該補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。ただし、確定した補助金の額が、第5条又は第8条の規定により通知した補助金交付決定額と同額である場合は、通知を省略することができる。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(補助事業の調査等)

第14条 知事は、補助事業の遂行状況について、関係書類の提出を求め、又は関係施設若しくは関係書類について必要な調査を行うことができる。

2 前項の規定に基づく調査の実施に当たっては、補助事業者は、当該調査に応じなければならない。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理するとともに、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附 則)

1 この要綱は、令和8年4月8日から施行する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条、第11条第3項、第14条から第16条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

| 補助事業者 | 補助対象経費 | 補助金の額（※1） | 対象地域 |
|---------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|------|
| 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている旅行会社 | 国際チャーター便を利用する旅行商品の造成及び催行に要する経費 | 補助対象期間内の送客人数（※2）に5,000円を乗じて得た金額 | 台湾 |

※1 補助金額は、補助対象期間内の送客実績1席につき、1往復あたり5,000円とする。

※2 送客人数は、大人料金を支払った実人数を対象とし、無賃人数、添乗員等を除くものとする。

別表第2（第5条、第6条、第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所 〒

事 業 者 名

代表者氏名

生 年 月 日

高知県国際線利用促進事業費補助金交付申請書

高知県国際線利用促進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- ・ 事業実施計画書
- ・ 県税の滞納がないことを証する証明書
（申請日の3月前までに県税事務所で発行されたもの）

又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）

- ※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。
- ※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、
健康保険証の写し等

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

事業実施計画書

1 事業内容

| 出発地 | 帰着地 | 事業実施期間 | 運航予定区間 ※発着する空港名を記載のこと | 募集予定人数 | 備考 |
|-----|-----|--------|--------------------------|--------|----|
| | | | | | |

※旅行行程表が記載された次の書類のいずれかを添付すること。

・ 募集パンフレット ・ 新聞広告又は WEB 募集サイト（ページを印刷したもの） ・ 旅行商品概要

※複数の旅行商品がある場合は、行を追加すること。

2 補助金額の積算

| | |
|-----------------------------------|------------------------|
| 旅行商品の造成及び催行に要する経費 (補助対象経費) | 円 |
| 補助対象期間内の送客人数に 5,000 円を 乗じて得た金額 | 送客予定人数 名 × 5,000 円 = 円 |
| 補助金交付申請額 | 円 |

※補助対象経費の積算資料を添付すること。

第2号様式（第5条関係）

高知県指令 高知交政第 号

補助対象事業者名

高知県国際線利用促進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請がありました高知県国際線利用促進事業費補助金については、高知県国際線利用促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付することを決定しましたので、通知します。

令和 年 月 日

高 知 県 知 事

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとします。

| | | |
|--------|---|---|
| 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 補助金の額 | 金 | 円 |
- 2 補助事業に係る手続については、高知県国際線利用促進事業費補助金交付要綱その他関係法令に定めるところに従わなければなりません。

第3号様式（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所 〒

事業者名
代表者氏名
生年月日

高知県国際線利用促進事業費補助金変更申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知交政第 号で交付の決定通知
がありました補助金を下記のとおり変更したいので、高知県国際線利用促進事業
費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

3 補助金変更申請額

| | | |
|---------|---|---|
| 交付変更申請額 | 金 | 円 |
| 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 増減額 | 金 | 円 |

4 添付書類

・事業実施計画書

事業実施変更計画書

1 事業内容

| 出発地 | 帰着地 | 事業実施期間 | 運航予定区間 ※発着する空港名を記載のこと | 募集予定人数 | 備考 |
|-----|-----|--------|--------------------------|--------|----|
| | | | | | |

※旅行行程表が記載された次の書類のいずれかを添付すること。

- ・ 募集パンフレット
- ・ 新聞広告又はWEB募集サイト（ページを印刷したもの）
- ・ 旅行商品概要

※複数の旅行商品がある場合は、行を追加すること。

2 補助金額の積算

| | |
|---------------------------------|-----------------------|
| 旅行商品の造成及び催行に要する経費 (補助対象経費) | 円 |
| 補助対象期間内の送客人数に5,000円を 乗じて得た金額 | 送客予定人数 名 × 5,000円 = 円 |
| 補助金交付申請額 | 円 |

※補助対象経費の積算資料を添付すること。

(注) 変更前を上段に括弧書きで記入してください。

第4号様式（第8条関係）

高知県指令 高知交政第 号

補助対象事業者名

高知県国際線利用促進事業費補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で交付の決定の変更申請がありました補助金については、高知県国際線利用促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付の決定を変更しましたので、通知します。

令和 年 月 日

高 知 県 知 事

記

| | | |
|---------|---|---|
| 変更交付決定額 | 金 | 円 |
| 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 増 減 額 | 金 | 円 |

第5号様式（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所 〒

事業者名
代表者氏名
生年月日

高知県国際線利用促進事業費補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知交政第 号で交付の決定通知がありました補助金を下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県国際線利用促進事業費補助金交付要綱第10条第2号の規定により承認を申請します。

記

1 中止（廃止）する理由

2 中止の期間（廃止の時期）

第6号様式（第11条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所 〒

事業者名
代表者氏名
生年月日

高知県国際線利用促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知交政第 号で補助金の交付の決定がありました事業の完了実績について、高知県国際線利用促進事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の完了年月日
令和 年 月 日
- 2 補助金額
金 円
- 3 添付書類
 - ・ 事業実績報告書
 - ・ 国際チャーター便の利用実績を証明する書類

事業実績報告書

1 事業内容

| 出発地 | 帰着地 | 事業実施期間 | 運航区間 ※発着した空港名を記載のこと | 催行人数 | 備考 |
|-----|-----|--------|------------------------|------|----|
| | | | | | |

※最終の旅行行程表を添付すること。

2 補助金額の積算

| | |
|-------------------------------|---------------------------|
| 旅行商品の造成及び催行に要する経費 (補助対象経費) | 円 |
| 補助対象期間内の送客数に 5,000 円を乗じて得た金額 | 送客人数 (実績) 名 × 5,000 円 = 円 |
| 今回請求額 | 円 |

※補助対象経費の積算資料を添付すること。

第7号様式（第11条関係）

第 号
令和 年 月 日

高 知 県 知 事 様

住 所 〒

事 業 者 名
代 表 者 氏 名
生 年 月 日

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定を受けました高知県国際線利用促進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税については、下記のとおり報告します。

- 1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額
（補助金交付決定額）

金 _____ 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（要補助金返還相当額）

金 _____ 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）

第8号様式（第12条関係）

高知県指令 高知交政第 号

高知県国際線利用促進事業費補助金の額の確定通知書

補助対象事業者名

令和 年 月 日付け第 号で実績報告がありました補助金については、高知県国際線利用促進事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

令和 年 月 日

高 知 県 知 事

記

補助金の額 金 円